2006年度(第3回) 時武英男賞 応募論文

罰としての刑務所収容

関西学院大学法学部法律学科 洪里明侑美

要約

本論稿は、刑務所収容者特有の精神病・拘禁症状の軽減、ひいては根絶のために執筆したものである。現在、被収容者たちは面会・信書授受において、必要以上の制限を受けている。長期間刑務所に入っている人や、外部交通の機会が少ない人ほど拘禁症状の発症率が高い。そのため、外部交通の制限と、拘禁症状の発症に、関係があると考えられる。現在の日本の刑務所における、外部交通の制限が厳しいというならば、どういった状態が望ましいのか。

国連は、被拘禁者人権原則を掲げ、被収容者の外部交通に関して、一定の水準を挙げている。加えて、それに達していない国には、日本を含めて勧告を出している。また、国内からも日本弁護士連合会が、改善の要請を出している。

それに対して日本政府は、改善は中期的にも難しいと返答し、有効的な対応はなんら行っていない。

このような状況から、被収容者に対する外部交通権の充分な保証は、簡単になされるとは考えにくく、困難を極めると予想される。

目次

はじめに

第1章 刑務所のあり方

- 第1節 刑務所の定義
- 第2節 最低限保障されるべき人権
- 第3節 小括

第2章 日本の刑務所収容者の外部交通

- 第1節 面会の実情
- 第2節 信書授受の実情
- 第3節 1963年通達「死刑確定者の接見及び信書授受について」
- 第4節 制限の根拠
- 第5節 小括

第3章 被収容者の心理状態

- 第1節 拘禁症状
- 第2節 小括

第4章 国際的な動き

- 第1節 国連提唱の収容者の外部交通
- 第2節 国連の水準に対する日本政府の主張
- 第3節 小括

第5章 国内からの動き

第6章 監獄法改正

第7章 考察

- 第1節 日本の刑務所の外部交通制限、その根拠、及び政府の主張への批評
- 第2節 国連の水準への批評
- 第3節 提言と展望

はじめに

犯罪者という、社会で最も迫害されやすい人が集まる刑務所。その刑務所や収容所内が 悪環境で、人が人として見られていないというイメージは、今や発展途上国だけのもので あり、日本を含む先進国では、とうの昔に過ぎ去ったものだと考えていた。ブタ箱にぶち 込まれる。そのような表現は、現代の先進国には似つかわしくないと信じていた。国民に 公開されている裁判所で、法律の専門家である裁判官が粛々と言い渡す判決に従って、該 当者はあの隔離された建物に入る。その中で、多少の不便はあるはずだが、きちんと人間 らしく尊重されつつ罰を受けているのだと、何の根拠もなく、思っていた。しかし、様々 な刑事事件に関する文献を読んでいるうちに、その認識は間違っていたことに気付かされ た。

日本の刑務所において、拘禁症状という、ノイローゼにかかる収容者がいるという。これは、一般社会では見ることのできない、刑務所特有の精神病である。発症頻度としては、一般の被告・受刑者では少なく、1%にも満たない。が、死刑・無期に関わる重罪被告や受刑者ではその割合は跳ね上がり、50%もの人が症状を示す。

彼らは犯してしまった罪を償うために、刑務所に入った。しかしその目的に反して彼らの一部は、正常な精神を失ってしまうのだ。そうなれば、罪を償うどころではない。

刑務所を見ると、その国の人権意識・文化水準がわかるといわれる。現在日本の刑務所内はどうなっているのか。閉ざされた塀の外に出てくる情報はあまりに少なく、一般人が知る機会は限られている。しかし詳しく分からないからと言って、問題があると知れた事柄を、無視していて良いわけはない。刑務所は、人を病気にかからせるためにあるわけではないのだ。

一体何が原因でこのような状態になっていて、どうすればこの拘禁症状を出さないようにできるのか。本論文では、日本の刑務所の現状と国連の水準を検討し、刑務所の制度を どのように変えていけばいいのか、を提言する。

第1章 刑務所のあり方

第1節 刑務所の定義

まずこれから論ずる刑務所について、一体どういう目的でどういったことを行うのか、 を明確にする。

刑務所に収容される犯罪者は、死刑を言い渡された者、懲役刑・禁固刑を受ける者である。死刑受刑者は逃走防止のために。懲役刑・禁固刑は収容することによって、自由を奪うことが目的のため、受刑者は刑務所に入る。

そのため刑務所は、特定の期間所内の秩序を維持しながら、受刑者を一般社会から隔離・ 拘禁することを目的としている。また、終身刑のない日本においては、懲役・禁固刑受刑 者は必ずいつか出所して社会に戻ることとなる。それに備える為、受刑者の改善・教育を 経た、社会復帰も目的として加えられる」。

このとき刑務所に求められるのは、無期受刑者だけでなく、死刑確定者に関しても心神喪失の状態に陥れないことである。そうでなければ、刑の執行が停止されるためである²。 そのため、死刑確定者には「安心立命の境地」で死刑に向かうことが大事だといった表現がなされる。

第2節 最低限保障されるべき人権

憲法 13 条では、すべての国民は個人として尊重されるとしている。たとえ犯罪者であっても、個人の尊厳は保たれなければならないし、人である以上、認められる権利がある。 刑務所収容とは上記のように、逃走防止若しくは自由刑の一環としてなされるものである。 そのために、ある程度の権利侵害は避けられない。しかし、その権利侵害は最低限に留まるべきであり、収容者にも一定の権利保障が必要である。

1、人が人間として生きるということ

人の生命には、身体的生命と社会的生命がある。両者がそろって初めて、人間として生きる事ができる。身体的生命とは、その名の通り身体が生きている事である。その状態には多説あるが、ここでは詳しく述べない。

では、社会的生命とは何か。人は生まれてから死ぬまで、たった一人だけで自分の生きる糧を自給自足することは不可能である。ということは、人と人の間で協力し、お互いの能力や作り出したものを、分け合っていかねば生きてはいけない。そうして補い合うために人が集まり、そこに社会が生まれる。その社会の中では、お互いを信用し、認め合ってこそ、生きていくための協力が可能になる。もしここで、他人からの信用が得られなければ、当然協力し合う事はできないし、社会からつまみ出されることになる。

つまり、他者の信用がなければ生きていく事はできない。社会的生命とは、所属している社会における、他者との間の信用なのである。

2、外部交通

人が社会的生命を保つためには、他者とのつながりを維持することが必要となる。たとえどんなに人望の厚い人でも、長期間他者との交流をせず、社会と接していなければ、その信用とともに社会から忘れ去られてしまうだろう。そうなれば社会的生命が失われ、人間として生きられなくなる。定期的に連絡をとりあうことで、他者からの信用は維持できるのである。

従って社会的生命を持続させるためには、外部交通権は絶対不可欠のものである。

¹ 柳本正春『拘禁処遇の理論と実践』成文堂、287 頁

² 刑事訴訟法 479 条 1 項、480 条

第3節 小括

刑務所内の受刑者は、肉体的・精神的健康を保ちながら、逃走防止または自由を奪うことを目的に拘禁される。このとき、一般社会から完全に隔離すると、受刑者の社会的生命を奪う結果になり、受刑者が人間として生きられなくなる。そのため、ある程度の外部交通を認めることが必要である。

そもそも、罪に問われ実刑判決を受けた時点で、社会から受刑者への信用は失われがちである。そのような受刑者も、将来は社会に復帰することになる。だからこそ、信用維持・回復のためにも、社会への自己表現は非常に重要となる。それがたとえ二度と一般社会に出ないであろう死刑確定者であったとしても、身体的生命が続く限り、それは刑の執行待ちという状態であるため、社会への発受信を通して自己の社会的生命を存続する権利がある。

第2章 日本の刑務所収容者の外部交通

刑務所内における外部交通は、面会と信書授受が大きく挙げられる。本章では、日本の 刑務所におけるその2点の実情と背景を見る。

第1節 面会の実情

原則親族のみが面会可能。累進処遇の級に応じて、第4級の受刑者は毎月1回、第3級は毎月2回、第2級は毎週1回、第1級の受刑者は随時、となっている。面会時間は30分が限度とされている。

また、原則刑務官が立会う。そして暗号などを使う事はできず、管理運営に支障を及ぼ すような会話もできない。行った場合は面会中止される場合がある3。

それでは判例を見てみる。

身元引受人の代理人を、保護関係者として接見希望した事例で、共犯者には接見許可が下りているにも関わらず、原告に関しては不許可だった。これに対し、親族及び保護関係者以外の者との接見は、所長の自由裁量に委ねられているとしたもの⁴。

受刑者は、訴訟準備のためとはいえ、その関係人に対し、面接をなしうるものではなく、 その許否は、所長の判断に属するとしたもの⁵。

受刑者の親族であれば、無条件に接見を許可すると解するのではなく、その者との接見が受刑者の処遇または刑務所の紀律保持上弊害がある事情がある場合は、接見を不許可にすることが許されるとしたもの⁶。

³ 統一獄中者組合「刑事施設の規則(旧監獄法時代)」(2006.12.4 確認) http://y-nakamoto.cocolog-nifty.com/docs/kisoku/fuchu_kei/kokoroe.pdf

⁴ 東京地判昭 36.9.6

⁵ 鹿児島地判昭 45.2.23

⁶ 東京地判平 5.11.30

判例では以上のように、所長の裁量を重視する傾向にある。

また弁護人に対しては、受刑者の訴訟代理人として、依頼者との面会が非常に重要であるため、面会時間は 30 分に限られな 10^7 。立ち会わなくても接見できる 10^8 。と、大幅な例外が認められている。

判例としては、刑務所職員から暴行を受けた受刑者と、国家賠償請求訴訟の委任を受けた弁護士とが接見をしようとした。この接見時間を 30 分以内に制限し、刑務所職員の立会いなしの接見も不許可とした刑務所長の措置は、違法であるとしたもの9がある。これは高等裁判所でも支持された。

しかし最判平 12.9.7 では、接見時間の制限及び、接見における刑務所職員の立会いは、 いずれも刑務所長の裁量判断に委ねられるとして、これを破棄した。

これに代表されるように、地方裁判所・高等裁判所では、広く面会を認める判決がでている。が、最高裁では、時間制限や立会いは所長の裁量によるものといった判決が変わらず出ている。

死刑確定者については、刑事被告人に準じた扱いをすることになっている。しかし、後に述べる通達によって、極度に制限されている。これについて裁判所は、「死刑確定者の拘禁について特に注意すべき性質としては、死刑の生命刑として有する特質である。……(中略)……死刑確定者には、社会復帰はもちろん、生への希望さえも断ち切られている10」として、異なる扱いを認めている。

第2節 信書授受の実情

原則として親族のみができる。受刑者からの発信回数は、面会と同じである。

また、受刑者が授受する手紙の内容は、予め検閲される。その時、暗号や管理運営に支障を及ぼすような内容があった場合は、抹消されたり、発受信が認められなかったりする場合もある¹¹。

信書についての判例は、受刑者本人の弁護は引き受けていない、共犯者の弁護人に対し、 無罪を訴える内容の信書を発信しようとしたが、これを不許可としたことが違法ではない

⁷ 監獄法施行規則 121 条但書

⁸ 監獄法施行規則 127 条 1 項但書

⁹ 徳島地判平8.3.15

¹⁰ 東京地判平元. 5.31

¹¹ 統一獄中者組合「刑事施設の規則(旧監獄法時代)」(2006.12.4 確認) http://y-nakamoto.cocolog-nifty.com/docs/kisoku/fuchu_kei/kokoroe.pdf

としたもの12がある。

そして、受刑者が裁判所に宛てた訴状、申立書も検閲の対象となっている¹³。検閲し、 不許可となれば当然その文書は発信されない。

また、死刑確定者については、未決拘留中に婚姻した妻との面会・文通等が禁止された事に対して、行政訴訟提起の前提として、法律扶助協会に扶助を求める文書の発信が不許可となったという事案がある。これについて、扶助を受けるのは訴訟を提起してからでも可能であるとして、違法性はないとしたものがある¹⁴。

第3節1963年通達「死刑確定者の接見及び信書授受について」

1963年3月15日、法務省矯正局長から矯正管区・拘置所・刑務所などに通達が出された。これは「死刑確定者の接見及び信書授受について」と題されるものであり、これによって死刑確定者の外部交通が著しく制限される事となった。本節では、その経緯と通達の内容について述べる。

1963年以前には、死刑囚は盆栽を育てたり、小鳥を飼育したり、時間・回数の制限なく、しきりのない部屋での面会や、手紙のやり取りが誰とでもできた。

しかし、これが大幅に制限される事になる。1963年に矯正局長から通達が出されたのだ。 監獄法第九章の規定は……(中略)……在監者の接見及び信書の発受を無制限に許 すことを認めた趣旨ではなく、……(中略)……その拘禁の目的に応じてその制限 の行われるべきことを基本的な趣旨としているものと解すべきである。……(中略) ……よって左記に該当する場合は、概ね外部交通の許可を与えないことが相当と思 慮される

- 一 本人の身柄の確保を阻害し又は社会一般に不安の念を抱かせるおそれのある 場合
- 二 本人の心情の安定を害するおそれのある場合
- 三 その他施設の管理運営上支障を生じる場合

これにより、死刑確定者の外部交通が著しく制限され、ほぼ外界との連絡が遮断される こととなった。

これは、法務省矯正局内で決められたことであり、国民にはその原因は不明である。また、国会で保坂展人氏が通達の出された理由について質問をしたところ、「現時点では、御 指摘の通達の発出の経緯を把握することができる資料が存在しない」との回答があった¹⁵。

13 釧路地帯広支決昭 36.9.18

¹² 札幌地判平4.2.10

¹⁴ 東京地判平元 5.31

¹⁵ 衆議院「衆議院議員保坂展人君提出死刑制度に関する質問に対する答弁書」(2006.12.4 確認) http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b152016.htm

ただ 1954 年、当時の刑務所内処遇に不満を持っていた 1 人の死刑囚が 20 件もの訴訟を提起し、1958 年の大阪地判昭 33.8.20 で、「拘禁が法律に基いて容認された以上、被拘禁者のすべての人権の制限は当然それに包括され、具体的の法律の根拠なしに人権の侵害が許されると考うべき理はない」とされたことがあった。これを受けて、「死刑確定者の個々の面会や手紙などの許可・不許可の決定は各拘置所長の自由裁量だった。そのため、各拘置所からの扱いに対する当局への問い合わせに応じて、一定の基準を設ける必要がある。」との理由からであるとする見解がある16。

第4節 制限の根拠

日本の刑務所が認める外部交通は非常に範囲が狭いように感じる。なぜ受刑者の外部交通をここまで制限するのか。最判平 11.2.26 では、「死刑確定者の拘禁の趣旨、目的、特質にかんがみれば、死刑確定者の信書の発送の許否は、死刑確定者の心情の安定にも十分配慮して、死刑の執行に至るまでの間、社会から厳重に隔離してその身柄を確保するとともに、拘置所内の規律及び秩序が放置することができない程度に害されることがないようにするために、これを制限することが必要かつ合理的であるか否かを判断して決定すべきものであり、具体的場合における右判断は拘置所長の裁量にゆだねられているものと解すべきである。」とされ、秩序維持と、心情の安定の 2 点が挙げられている。

秩序維持に関しては、逃亡防止や刑務所内から新たな罪を犯す危険性がある場合には、 拘禁目的から考えるに当然制限しなければならないといった趣旨であろう。

また、心情の安定については、確かに守られなければならない事柄である。そしてそれ は、社会から厳重に隔離する事で得られるとしている。

第5節 小括

面会と信書の授受に関して、非常に厳しく制限されていると感じる。現に受刑者の訴訟 代理人でない弁護士に、弁護を依頼する文書さえ発信できないのであれば、受刑者は弁護 人依頼権が実質的にない、ということになる。また、事前に検閲されるならば、申し立て や訴訟提起すら難しい。全ては所長の判断だけで行われるのである。

その原因の1つとなっているのが1963年の通達である。通達の出された直接の理由が不明というのも疑わしい。もし本当に、死刑囚から多くの訴訟が提起されたことが理由だとすれば、それは臭いものに蓋をするような扱いであり、問題である。

なにはともあれ、判例では秩序維持と心情の安定という抽象的な言葉を理由として主張 される。秩序維持のためというのは確かに納得できる。しかし、社会から隔離することに

¹⁶三國隆三『死刑囚 極限状況を生きる』展望社、54-57頁

よって、社会的生命は失われてしまう。そのような中で、心情の安定は本当に得られるのであろうか? 次章で検討することにする。

第3章 被収容者の心理状態

現在の日本の刑務所内で、被収容者は第2章で見たような厳しい制限の下、生活をしている。それは人間らしい生活といえるのか。本章では被収容者の心理状態を見ていく。

第1節 拘禁症状

刑務所に収容された被収容者に特有の反応に、拘禁症状というものがある。これは、拘禁反応・拘禁ノイローゼとも呼ばれる。

日本の刑務所における拘禁症状の発症率は、一般の被告・受刑者では、1%にも満たないが、重罪被告では50%、死刑確定者では36%、無期受刑者では41%もの人が症状を現している。また、独居房に収容され、特に他人との接触を持たない被収容者ほど、発症率が高い。

重罪被告と死刑囚は、動きの多い反応が見られる。爆発反応ともいわれ、突然暴れ出して極度の混乱に陥り、様々なものを破壊する。そしてそれから覚めると、何をしたのか全く覚えていないという。これは、原始反応の一種とされ、人間が危険から逃げ出そうとして焦った場合の、極端な状態とされる。原因としては、「濃縮された時間」つまり、生のエネルギーが、残り少ない人生に圧縮されている状態で、短い時間を大急ぎで有効に使おうとしているため、とされる。

それに対し、無期受刑者は全体的におとなしく、自発性がなくなっている。拘禁症状としては、突然動かなくなり、呆然として立っていたり、倒れたまま動かなくなったりする。そしてその間は何をしても、何の反応も返さない。死刑囚の表す反応とは正反対だが、これも原始反応の一つだという。原因として、「薄められた時間」つまり、この先ずっと一切の自由が失われた、退屈で無意味な時間がゆっくり過ぎるだけ、という状況なので、刑務所の日々を受け入れていくしかないため、とされる。

第2節 小括

このような拘禁症状が長期間収容されている人ほど高い割合で発症するということは、個々の人に問題があるわけではなく、日本の刑務所に問題があると考えざるをえない。加えて、外部交通が少ないほど発症率が高いと言われている。つまり、社会との隔離を図ることで心情の安定が得られる、という主張は全くの根拠のない嘘である。それどころか、逆に心情の安定が失われているのだ。

死刑確定者以外にも、自己の死が近いと知る人は存在する。しかし、彼らにはこういった症状は見られないのである。彼らと死刑確定者との違いはやはり、外部交通がしっかり確保されているかどうか、なのである。

では、どういった刑務所ならば、人間らしい生活を送る事ができるのか。次章では、外 部交通に焦点を当て、国連の基準を見る。

第4章 国際的な動き

第1節 国連提唱の収容者の外部交通

1988年の国連総会で、被拘禁者人権原則が日本を含む全会一致で採択された。そこでは、例外があったとしても、外部交通が数日間以上拒否されてはならないとし¹⁷、受刑者に十分な外部交通を保障し、社会とのつながりが切れないよう規定してある¹⁸。そしてその対話は、自由かつ完全に秘密を保障されなければならないとしている¹⁹。

日本の刑務所がこの原則に反しているとして、死刑確定者について、第4回国連規約人権委員会は1998年、日本政府に対して勧告を行った。

委員会は、死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとされることを勧告する。

第2節 国連の水準に対する日本政府の主張

上記勧告に対して、日本政府は、「死刑確定者の処遇に、とくに面会や通信の制限の改善を求める勧告については、今後前向きに検討として、死刑確定者の収容の特殊性と十分に考慮した上で、人間としての尊厳を尊重しつつ、人道的処遇を行なっているところである。勧告を謙虚に受け止め、適正な処遇を行なっていきたい。心情の安定を理由に現在行なわれている面会や信書の制限は、この趣旨から必要最小限のものであるとし、このような取扱いを直ちに改めることは中期的にも困難である。」との回答を出している。

また、国会で福島瑞穂氏が勧告後の対応について質問をしたところ、「死刑確定者については、心情の安定に配慮しつつその身柄を確保するという収容の目的等にかんがみ、面会や信書の発受に一定の制約を設けているが、違反するものではないと考えており、このような死刑確定者の処遇については、御指摘の勧告があった後も変更していない。」との返答があった²⁰。

第3節 小括

17 被拘禁者人権原則、原則 15

¹⁸ 被拘禁者人権原則、原則 19

¹⁹ 被拘禁者人権原則、原則 29

²⁰福島みずほ 「国際人権規約委員会「最終見解」についての実施状況に関する質問主意書」 (2006.12.4確認) http://www.mizuhoto.org/seisaku/01back/010.html

被拘禁者人権原則のいう基準は、外部交通をしっかり保障するものである。例えこの原則がなくても、外部交通は確保されていなければならないが、あるからこそ、より一層意識を高めるべきである。しかも、この原則が採択されたときは、日本を含む全会一致だったという。日本はここでしっかり原則を認めているのである。

しかし前章までで見たように、日本では守られていない。そのことをしっかり指摘されているが、残念なことに改善・変更する方向には至っていない。

第5章 国内からの動き

国民としても、黙っているわけではない。被拘禁者人権原則が採択された後、様々な委員会が設置され、原則に基づいて監獄法を改正するよう提言がなされた。

また、国連からの勧告を受け、日本弁護士連合会(以下日弁連)は 1999 年に「国際人権(自由権)規約委員会の勧告を実施する応急措置法案要綱」を発表している。そこでは、「死刑確定者の処遇は、人道的且つ人間としての尊厳を尊重して行わなければならない。」とし、「死刑確定者の面会及び通信は、被勾留者の場合に準じて行う。」といった案が書かれている。この場合の通信とは、「信書のほか電話、ファクシミリも考えられてよいし、面会・通信の相手方が限定されてはならない。」として、様々な手段の可能性をも示している。また、一般受刑者に対しても、「受刑者の処遇は一般社会と近似した環境で人間の尊厳を満たし、適正な生活条件を充足した内容でなければならない。」としている。

第6章 監獄法改正

2006 年 5 月 24 日、監獄法が改正され、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行された。まず死刑確定者は別として、受刑者のみの状況が法改正によって変わることになる。その中身のほとんどは、今まで通達などにより、各刑務所の内部規則として存在していたものを、法律上明記したものである。

しかし、面会の回数制限が1月につき2回を、信書発信は1月につき4回を下回ってはならない、など最低限の回数を定めている。また、電話などの電気通信も許す事ができる、としている。

第7章 考察

第1節 日本の刑務所の外部交通制限、その根拠、及び政府の主張への批評

以上見てきたように、日本で被収容者に認められている外部交通は、極端に範囲が狭い。 受刑者に関しては法改正があったとはいえ、それでもまだまだ狭いといえる。特例が認め られているはずの弁護人に対しても、非常に制限がきつい。これでは被収容者が不満に思 っても、訴えることはできないだろう。

外部交通が少なければ少ないほど高い確率で、拘禁症状が出るという。刑務所の目的に、 懲役・禁固刑受刑者に対しては、社会復帰があるといった。外部交通を著しく制限し、社 会的生命を奪っていては、しっかりした社会復帰は到底望めない。精神病にかかれば社会 復帰など以ての外である。むしろ、外部社会と触れ合えば、社会復帰に希望が見出せる。 そのため、無期受刑者にとって外部交通を行うことは有益である。

また、死刑確定者には「安心立命の境地」で死刑に臨むことが求められている。外部交通によって、自らの身体的生命が失われた後も、社会的生命が残っていると確信できれば、少しは落ち着いて死に臨むことができるだろう。しかし、刑務所がこのような状態では、「安心立命」とは程遠い心情にならざるを得ない。

そのため、もっと広く外部交通を認めるべきである。しかし、同じような指摘を国連から受けても、日本政府は有効的な改善をしようとしない。現在の制限は、必要以上に行われており、決して必要最低限のものではない。また、改善困難でもないはずだ。

第2節 国連の水準への批評

十分な外部交通を確保すべきだとする原則は、良いものとして評価できる。また、但書に合理的で法に定まっている場合は制限できるとしている。確かに、刑務所では受刑者を収容しておかねばならないので、逃走防止など、どうしても制限しなければならない場合がある。この但書は、そういった最低限の場合を想定しているのであろう。

しかし、法を制定する側が「合理的」の範囲を広く捉えてしまったならば、その趣旨に 反した制限がなされてしまう可能性がある。結局、受刑者の人権を確保しようという意識 が重要なのである。

第3節 提言と展望

刑務所収容は、自由を奪うこと又は逃亡防止が目的のため、それに反する内容の外部交通を認めることはできない。そのため、一定の制限はあって然るべきである。しかし、その制限は最低限に留まるべきであり、必要以上に抑制してはならない。このことは被拘禁者人権原則を見ても明らかである。

1、日本の制度をどう直せばいいか

被拘禁者人権原則を満たすことは、これが世界水準だという観点からも、当然である。 今回の受刑者に関する法改正では、最低限認めなければならない外部交通の回数が定められたが、それは被拘禁者人権原則からしても、不十分である。

また、電話やファクシミリは許す事ができる、と定められただけであり、要請があった場合に、許可されるかどうかはやはり所長の裁量ということになり、実質保証されていないも同然であろう。

上記の外部交通は原則認めると明記し、逃亡防止などの必要不可欠な場合のみを例外として制限できる、というように改正しなおすべきである。

これらは刑務所収容の目的を何ら阻害することはない。そして、受刑者は外部交通を気

軽にすることができ、社会からの孤立を免れ、心情の安定にもつながるだろう。

2、今後の展望

今まで日弁連の主張も、国連からの勧告までをも無視してきた日本政府が、すぐに大きく変わるとは思えない。加えて勧告に対して、中期的にも対応困難と返答している。しかも国会では国連の規約に違反していないとまで主張するのだ。これでは法務省は、改善する気が全くないと考えられる。一応の法改正はあったが、微々たる進み具合であり、少しは考えている、という姿勢を示して一時的に納得させようとしているだけのもの、と思えて仕方がない。完全な改善には非常に長い時間がかかるであろう。

裁判所としては、確かに下級審で現状を見直そうという動きが出ている。しかし、それ は全て最高裁で破棄されてしまう。裁判所でも、刑務所内の改善には否定的なのだ。

このまま収容者の人権を無視した制度を続けるのであれば、世界的な非難は免れられない。私自身が最初に感じたように、日本の刑事制度は発展途上国と同等であると認識されてしまう。また、厳罰化が進む中で、長期間刑務所に入り、社会的生命が失われかけ、社会復帰が困難となった受刑者が増えていくであろう。

聞く耳を持たないかのように拒否し続ける日本政府に、大幅な改善を認めさせることは 困難である。まずは、この刑務所内の実情を世間に訴えていき、世論を少しでも動かして いく。そこから活路が見出せればと思う。この絶望的な状況からは、それしか思い浮かべ ることはできない。

参考文献

- ・福島瑞穂『福島みずほの刑務所の話』現代人文社
- ・加賀乙彦『死刑囚の記録』中公新書
- ・菊田幸一『受刑者の法的権利』三省堂
- ・三國隆三『死刑囚 極限状況を生きる』展望社
- ・庭山英雄・西嶋勝彦・寺井一弘『世界に問われる日本の刑事司法』現代人文社
- ・柳本正春『拘禁処遇の理論と実践』成文堂